CRPD/C/PRT/CO/1

障害者権利委員会

ポルトガル初回報告に関する総括所見**[[1]](#footnote-1)**　（JD仮訳）

２０１６年５月２０日

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

**Concluding observations on the initial report of Portugal**

Ⅰ**.**　はじめに

1. 委員会は、2016年3月29日および30日に開催された第233回および第234回会合（CRPD/C/SR.233 and 234）でポルトガルの初回報告（CRPD/C/PRT/1）を検討した。2016年4月11日に開催された第251回会合で次の総括所見を採択した。
2. 委員会は、ポルトガルの初回報告の提出を歓迎し、質問事項（CRPD/C/PRT/Q/1）に対する締約国の文章による回答（CRPD/C/PRT/Q/1/Add.1）および意見交換での質問事項に対する回答に感謝する。
3. 委員会は、障害者インクルージョン担当国務長官（障害のある女性）によって率いられた大規模な締約国代表団を賞賛する。
4. 委員会は、代表団との建設的対話に感謝する。

Ⅱ. 肯定的側面

1. 委員会は、障害者の権利に関連するいくつかの分野における進展、特に条約の規定に沿った法律の継続的見直しについて締約国を評価する。
2. 委員会は、以下の法律、計画、プログラムの採択を通して条約を実施した締約国の努力を評価する：
   1. 統合・継続的ケアの全国ネットワーク拡大を目指した精神衛生国家計画2007-2016；
   2. 法律No. 21/2008（2008年5月12日）。この結果、2015年には、締約国における障害のある学生の98パーセントは通常学校に通っていた。
   3. 第4次家庭内暴力に対する国家計画（2011年から2013年）および障害のある人を暴力から守るためのポルトガル治安部隊によるその後のプログラムの立ち上げ：共和国警備隊による捜査および特定被害者支援プロジェクト及び障害のある人のための支援プログラム；ブルーバッジスペシャルプログラム、ジュリアセンターおよび警察の「あなたの味方」（On Your Side)プログラム；そして、入国管理局の「変わる入国管理局」（SEF on the Move）プログラム。
   4. 障害のある人への差別、放任、虐待、酷使を防止するよう立案された障害のある人への支援プログラム。
   5. 障害のある人、その家族、及び、この分野で活動している組織とサービスに、権利、義務、利益に関連し、調整されたサポートを提供し、利用可能な資源に彼らをつなげるという国立リハビリテーション研究所によるホットラインの開設。

Ⅲ．懸念事項

　A.一般原則と義務（第1-4条）

　7.　委員会は、障害が医学的に評価されること、及び、さまざまな社会保護プログラムに対して、障害のある人の受給資格の法的基準がない中で、全国労働災害および職業病図表が代用となることを懸念している。

　8.　**委員会は、締約国が条約に従って障害の程度を評価するための基準を見直し、その法律および政策のなかに適切な規制を設けることを勧告する。さらに、締約国は、すべての障害のある人が障害者認定を取得できること、及び、すべての障害のある人にとって社会的保護プログラムと支援へのアクセスを可能にし、それによって平等な待遇が確保されるようにすることを勧告する。**

　9.　委員会は、締約国が条約に一致させるための法律の横断的で包括的な見直しをまだ実施していないこと、及び、締約国において、障害のある人に対する差別的な法律、規制、慣習および習慣がまだ支配的であることを留意する。

10.　**委員会は、締約国が、法律及び政策が、条約の第1条に示されている障害の範囲に整合するように法律及び政策の横断的で包括的な見直しを実施し、障害を理由とするあらゆる形態の差別に対する擁護を確実にすることを勧告する。委員会はまた、このプロセスに障害者を代表する組織と独立した人権機関を積極的に関与させることを勧告する。**

11.　委員会は、締約国が、2020年まで実行する、障害に関する新しい戦略に取り組んでいることを留意する。しかし、2011-2013国家障害戦略が実行されなかったことについて懸念している。そこでは、実施のための十分な資金がなく、その設計、監視、評価に障害者団体が関与していなかった。

12.　**委員会は、締約国が締約国における条約の実施において、障害者団体がその設計、監視、評価に関与し、使途を明記された予算が配分され、実施のためのスケジュール、および特定の監視機能をもつ新しい戦略を採用することを勧告する。委員会はまた、締約国に2020年までに割り当てられた欧州連合の枠組み基金を、締約国における条約の実施に寄与する政策の策定に使用することを勧告する。**

B.　特定の権利（第5-30条）

平等と無差別（第5条）

13.　委員会は、締約国が、すべての権利の行使において障害のある人に合理的配慮を提供する義務を法律で確立していないことを懸念している。

14.　**委員会は、締約国が、条約の対象となるすべての分野で障害者に合理的配慮を提供する義務を法律で明白に確立することを勧告する。**

15.　委員会は、障害政策の非遵守のケースに対して障害のある人が利用できる、国立リハビリテーション研究所に与えられた権限の枠内の法的救済の無効性を懸念している。またそのような非遵守について障害のある人によって提出された苦情に対する研究所の仲裁について懸念している。ほとんどが未解決のままにされるか、閉じられるか、またはいかなる罰ももたらされない。

16.　**委員会は、差別において、障害のある人に効果的な法的救済を提供するために、締約国がその法律と政策を検討することを勧告する。**

障害のある女性（第6条）

17.　委員会は、障害のある女性と女児が直面する複合的・交差的差別を防止し、また、それと戦うための締約国が講じた具体的な支援措置の欠如、及び、この点に関する情報の欠如を懸念している。また、障害のある女性が、一般的な女性または障害のある人に関するプログラムや措置の設計について助言を求められていないことも懸念される。

18.　**委員会は、締約国が、男女平等に関する政策、プログラム、戦略に障害のある女性と女児の視点を取り入れ、障害戦略にジェンダーの視点を組み込むことを勧告する。そして、それは、生活のあらゆる場面で、そして都市部と農村部の両方で障害のある女性と女児が直面する複合的・交差的差別を根絶するために、平等化措置と積極的差別是正措置も含むデュアルトラックアプローチを採用する必要がある。また、締約国は、障害のある女性を代表する組織を通じて、女性に直接影響を与えるすべての問題におけるプログラムと措置の設計について確実に助言を求めることを勧告する。**

障害のある児童（第7条）

19.　委員会は、障害のある児童の家族のための支援サービス、および障害のある児童のための包括的で質の高い教育提供のための支援の利用について締約国がとった緊縮政策の悪影響について懸念をもって留意する。 また、障害と児童に関する締約国の戦略は、障害のある児童のニーズを考慮に入れていないことも留意する。

20.　**委員会は、締約国が、障害のある児童に対する緊縮政策の影響を最小限に抑え、家族への支援を強化し、障害のある児童が質の高い包括的な教育を受けることを確実にするために必要な対策を施すため、欧州連合構造および投資基金およびその他の適切な基金の使用を含め、必要な政策を講じることを勧告する。委員会はまた、締約国が、障害のある児童とその代表組織が彼らに影響を与えるすべての問題について助言を求められ、障害と年齢に応じて適切な支援が提供されることを確実にすることを勧告する。**

アクセシビリティ（第9条）

21.　委員会は、アクセシビリティ法が2012年から見直し中であり、2011年から2015年のアクセシビリティ促進に関する国の計画の第2期がまだ開始されておらず、都市再開発に関する最近の法律はアクセシビリティ基準遵守義務からの免除を規定していることを留意する。また、法律は認可機関と監視を担当する機関を区別しておらず、アクセシビリティ基準への違反に対する罰則はほとんどないことも留意する。

22.　**委員会は、締約国が条約第9条と持続可能な開発目標のターゲット11.2および11.7との関連を念頭に置くことを勧告し、それにより、脆弱な人、女性、児童、障害のある人、高齢者のニーズに特別な注意を払って特に公共交通機関を拡大することにより、道路の安全性を向上させながら、すべての人に安全で手頃な価格のアクセス可能で持続可能な交通システムへのアクセスを提供すること、及び、特に女性や児童、高齢者や障害のある人に、安全で包括的でアクセスしやすい緑と公共のスペースへの普遍的アクセスを提供することを勧告する。**

23.　**委員会は、締約国が、アクセシビリティ（条約の第9条）に関する委員会の一般的意見No.2（2014）に示されているように、条約に沿ったアクセシビリティに関する改正法の迅速な採択のために、障害者の代表組織と緊密に協議して生産的な政策を講じること、そして、効果的でアクセス可能な苦情及び執行メカニズムを提供することを勧告する。**

危険な状況及び人道上の緊急事態　(第11条)

24.　委員会は、締約国の市民保護および人道支援政策が、危険な状況および人道上の緊急事態において、障害のある人のニーズを適切に考慮していないことを懸念している。

25.　**委員会は、災害リスク軽減に関する締約国の政策及びプログラムのすべての分野において、すべての障害のある人が含まれ、利用できるようにすることを勧告する。**

26.　委員会は、移民、避難、亡命に関する締約国の政策及びプログラムにおいて障害のいくつかの側面を考慮に入れていることを留意する。しかし、委員会は、障害のある移民、難民、亡命希望者がしばしば貧困または極度の貧困の中で生活していることを深く懸念している。

27.　**委員会は、締約国が、移民、難民、亡命に関する政策及びプログラムにおいて、貧困または極度の貧困にある障害のある移民、難民または亡命希望者に支援を提供するために多大な努力をすることを勧告する。**

法律の前に等しく認められる権利(第12条)

28.　委員会は、締約国において、多くの障害のある人が完全な、または部分的な後見の対象となり、そのため、投票、結婚、家族の形成、または資産や財産の管理の権利などの権利を奪われていることを深い懸念とともに留意する。委員会はまた、締約国の民法の現在の改正が、障害者の法的能力に対する制限を引き続き規定していることについても懸念している。

29.　**委員会は、締約国が、法の前に等しく認められる権利（条約の第12条）に関する一般的意見No.1（2014）に示されているように、法的能力を奪われたすべての障害のある人が、選挙権、結婚、家族の形成、資産の管理など、条約に定められたすべての権利を行使できるようにするための適切な政策を講じることを勧告する。委員会はまた、締約国が、法的能力を全くあるいは部分的にしか持てなくしている既存の完全及び部分的後見制度を廃止し、条約第12条に従い、障害のある人の権利の実現を可能にし促進するために意思決定の支援システムを開発することを勧告する。**

司法へのアクセス（第13条）

30.　委員会は、締約国において、障害のある人の司法へのアクセスが制限されていること、および障害のある人への手続き上の配慮の欠如を懸念している。

31.**委員会は、締約国が、完全な手続き上の配慮と条約に関する司法職員の訓練のための資金の提供を保証することによって、障害のある人が司法にアクセスする際に直面する差別と闘うために必要なすべての措置を講じることを勧告する。**

身体の自由と安全（第14条）

32.　委員会は、締約国の刑事訴訟法の下で、心理社会的障害のある人は刑事責任を免除されていること、及び、刑事訴訟における手続き上の保証を受ける権利が尊重されないことを懸念している。また、精神保健法（法律第36/1998および第101/1999）の下で、障害のある人は危険性を理由に拘束され、障害を理由に自由を奪われていることも懸念している。

33.　**委員会は、条約および委員会の第14条に関するガイドライン（2015）に従って、締約国に以下を要請する：**

**(a)他の人と平等に、すべての障害のある人が無罪の推定や公正な裁判を受ける権利を含む正当な手続きを保証され、自由の剥奪に関する司法、行政手続のあらゆる段階で、合理的配慮と情報やコミュニケーションへのアクセスが提供されることを明確にするために刑法を見直す：**

**（b）心理社会的障害のある人が犯罪で告発される場合の、危険の概念及び関連する予防と安全措置を刑法から除外する。また精神保健に関する法律で規定されている機能障害を理由とする自由の剥奪も削除する。**

搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

34.　委員会は、障害のある人、特に女性と児童を搾取から保護するために講じた締約国の法律と対策が十分ではないことに懸念とともに留意する。

35.　**委員会は、締約国が、障害者団体と協議しながら、障害の視点を搾取、暴力および虐待を防止するための法律（家庭内暴力に関する法律第112/2009を含む）、戦略およびプログラムに明示的に組み込み、また、障害のある人、特に女性と児童を保護するために、警察、検察官、裁判官へのデューディリジェンス(適切な注意)の実施に関する現任研修を含む政策を強化することを勧告する。**

個人をそのままの状態で保護すること(第17条)

36.　委員会は、障害のある人、特に法的に能力がないと宣告された人が、彼らの意志に反して、妊娠中絶、不妊手術、科学的研究、電気けいれん療法または精神外科的介入を受け続けていることを懸念している。

37.**委員会は、締約国が、医療に対する自由意思に基づく事前のインフォームド・コンセントの権利が尊重され、支援された意思決定の仕組みの整備を保証するためにあらゆる可能な対策を講じることを勧告する。**

自立した生活及び地域社会への包容(第19条)

38.　委員会は、締約国が自立生活に関する国家政策をもたず、パーソナルアシスタンスを制度化しておらず、そのような援助の手当が現在非常に低く、それゆえに一部の人々が、障害者または高齢者のための施設（締約国が自立生活の支援よりも多くの投資をしている）に住むことを余儀なくされていることを懸念している。また、統合継続ケアのための全国ネットワークの拡大を目的とした全国精神保健プログラム2007-2016が、地域での支援サービスをまだ確立していないことも懸念している。

39.　**委員会は、締約国が障害者を代表する団体と緊密に協議して、施設よりも地域で自立した生活を送るための投資を増やすことを含んだ自立生活のための国家戦略を採用し、パーソナルアシスタンスを制度化し、公共サービスにおける手話言語通訳と指文字システムの利用を増やすことを勧告する。また、締約国に対し、知的障害または心理社会的障害のある人のための支援サービスを地域社会に確立するよう要請する。**

　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会(第21条)

40.　委員会は、指文字、点字、拡大代替コミュニケーションやその他のアクセス可能な手段、様式、及び分かりやすい版を含む選択する通信の形式など、さまざまな種類の障害に適したアクセス可能な様式と機器が不足しているため、締約国の障害のある人は情報とコミュニケーションへのアクセスが制限されていることを懸念する。

41.　**委員会は、締約国が手話言語、指文字、点字、拡大代替コミュニケーションやその他のアクセス可能な手段、様式、及び分かりやすい版を含む選択する通信の形式などを含んだ、あらゆる種類の障害に適応し利用可能な様式と機器でどんな障害のある人でも利用できることを目的とした情報および通信への利用に関する法律の施行を確実にするために必要な政策を講じることを勧告する。また、締約国がポルトガル手話言語と点字の公式承認を促進することを勧告する。**

家庭及び家族の尊重(第23条)

42.　委員会は、締約国の民法が、一部の障害のある人が結婚し、子供を監護し、養子縁組する権利を制限していることを留意する。また、緊縮政策により、とりわけ社会サービスや家族への経済的支援が削減され、障害のある人の女性介護者に特に悪影響を及ぼしていることも留意する。

43.　**委員会は、締約国がその民法を改正および調整し、すべての障害のある人に結婚し、子供を監護し、養子縁組する権利を保証することを勧告する。また、締約国は、その経済的および社会的緊縮政策および措置が、障害者の家族に対する財政的支援を支持し、障害のある人の世話をする女性に対する特別な保護および支援を保証する適切な政策を講じることを勧告する。**

教育（第24条）

44.　委員会は、障害のある生徒の大多数が締約国の通常の学校に通っているが、支援が不足しており、緊縮政策のために人的および物的資源が削減され、そのため、質の高いインクルーシブ教育の権利と機会が危機におかれていることを留意する。また締約国は、ろう、盲、盲ろう、視覚障害のある生徒、および自閉症の生徒のための「モデル校」を設立した。委員会はそれらのモデル校は分離や差別の一形態となりうることにも留意する。

45.　**委員会は、締約国が障害者を代表する団体と緊密に協議し、教育に関する法律を見直し、条約と一致させ、すべての障害のある生徒を通常級に確実に含めるために必要な資源を公立学校に提供しながら、障害のある全ての学生に質の高いインクルーシブ教育の利用と享受を促進するための追加の資源と資材を提供するための措置を講じることを勧告する。**

46.　委員会は、締約国が条約第24条と持続可能な開発目標のターゲット4.5および4.aとの関係を考慮し、教育および職業訓練のすべてのレベルへの平等なアクセスを確保し、それと同時に、障害に配慮し安全な教育施設を建設および改良することを勧告する。

47.　 委員会は、締約国が公立大学への障害のある学生の入学の特別な割り当て枠を持っているとしても、大学がそのような学生に提供すべき支援を法的に定めていないことを懸念している。さらに、特定の障害を持つ学生の特定の研究分野および専門職学位への入学が制限されていることを懸念している。

48.　**委員会は、締約国が、合理的配慮と必要な支援サービスを提供しながら、他の学生と平等の、障害のある学生の高等教育および職業訓練への入学に関する法規制を導入することを勧告する。**

健康（第25条）

49.　委員会は、締約国が、保健医療、性と生殖に関する健康、HIV / AIDS、性感染症の分野の法律と政策において、障害のある人の権利にほとんど注意を払っておらず、そして保健サービス、特に産婦人科や婦人科サービスは、常に利用できるわけではないことを留意する。委員会はさらに、障害の一次予防が条約の実施の措置として理解されていることを懸念している。

50.　**委員会は、締約国が、障害を理由とする差別を法律で明示的に禁止し、都市部と農村部の両方ですべてのプログラムとサービスの利用を確保し、医療専門家に適切なトレーニングを提供することにより、障害のある人が性と生殖に関する医療を含む医療に無制限にアクセスできるようにするために必要なすべての政策を講じることを勧告する。また、障害の一次予防は健康プログラムから除外されるべきである。**

労働及び雇用(第27条)

51.　委員会は、障害のある人、特に障害のある女性の雇用と労働条件における差別と不平等、および労働法が企業に合理的配慮を提供することを要求していないことについて懸念している。委員会はまた、職業活動センターでの障害のある人の労働条件（平均賃金など）、および彼らが労働権と雇用権を行使した時、最も多くの結果はこれらのセンターでの雇用であるという事実について懸念している。

52.**委員会は、締約国が障害者を代表する団体と緊密に協議し、公的および民間部門の労働法を見直して条約と一致させ、法を執行し、違反に対して法定の罰則を適用するための措置を講じることを勧告する。委員会はまた、隔離された労働環境を廃止し、条約と一致させるために人権の観点から職業活動センターを規制する法律を見直し、そして、知的障害と自閉症のある人のために通常の労働市場へのアクセスを促進する取り組みを強化することを勧告する。締約国は、障害のある人の雇用に関して企業の社会的責任を促進するすべきである。委員会は、締約国が、障害のある人を含むすべての女性と男性に完全かつ生産的な雇用とディーセントワーク及び同一価値労働同一賃金を達成するために、条約第27条と持続可能な開発目標のターゲット8.5との関連を検討することを勧告する。**

相当な生活水準及び社会的な保障(第28条)

53.　委員会は、障害のある人に与える緊縮政策の影響を緩和するために締約国が行なった努力を留意する。しかし、緊縮政策実施の結果、家族の支援や支援ネットワークがないため、貧困や極度の貧困状態で生活することを余儀なくされている障害のある人のためにいかなる種類の支援サービスもないことが懸念される。

54.**委員会は、締約国が障害のある人を代表する組織と協力して、以下の措置を講じることを勧告する：**

**(a) 障害のある人が地域社会に参加できるよう手段を講じることにより、障害のある人の生活水準および社会保障へのさらなる悪影響および退行的影響を防止するための緊縮財政措置の早急な見直し；**

**(b)　家族の支援を受けていない失業中の障害のある人がまともな生活を維持できるよう現金補助金を提供することに加え、障害のある人の権利、望み、好みを尊重した自立生活や居住ホームへの支援サービスの提供；**

**(c)　条約の人権アプローチに沿って、十分な資金を割り当てながら、貧困および極度の貧困状態で生活している障害のある人のまともな生活の権利と社会的保障を強化するための努力を重ねる；**

**(d)　障害に関係なく、すべての人々の社会的、経済的、政治的包摂を強化、促進するために、条約の第28条と持続可能な開発目標のターゲット10.2との関連を検討する。**

政治的及び公的活動への参加(第29条)

55.　委員会は、締約国に、障害のある人、特に法的な能力を奪われているか精神科施設に住んでいる人々で、選挙権を奪われている、もしくは、選挙でこの権利を行使することを妨げられている人々がいることを深刻に懸念している。また、選挙運動を含めて選挙プロセスがアクセシブルでないことを懸念している。委員会はまた、投票所の所長が「明らかな精神的無能力」を持っていると認めた場合、障害のある人が投票する能力を証明する医療文書を要求という内規があることを懸念している。

56.　**委員会は、締約国が、障害者を代表する団体と協力して、アクセシブルな施設とコミュニケーション手段を提供することにより、後見下または精神科施設にいる人を含むすべての種類の障害のある人が、他の人と平等に投票権を行使出来るよう、そして選挙に立候補することが出来るよう必要な措置を講じることを勧告する。**

文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加（第30条）

57. 委員会は、締約国が、盲人、視覚障害のある人、その他の印刷物の判読に障害のある人に著作物の利用を提供する、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約を批准していないことを懸念している。

58.　**委員会は、締約国に対し、できるだけ早く、マラケシュ条約を批准し、実施するためのすべての適切な措置を講じることを奨励する。**

C.特定の義務（第31〜33条）

統計とデータ収集（第31条）

59.　委員会は、障害のある人に関する一貫した統計の欠如と入手可能なデータにおける人権指標の欠如を懸念している。

60.　**委員会は、締約国が障害者およびその代表組織と協力して、人権に基づく指標システムと、性別、年齢、地方/都市の人口および障害の種類ごとに分類された比較可能で包括的なデータ収集システムを使用することを勧告する。**

61.　**委員会はまた、締約国が、所得、性別、年齢、人種、民族、移住状況、障害、地理的位置、および国の状況に関連するその他の特性ごとに分類された高品質でタイムリーであり、信頼性の高いデータの可用性を大幅に高めるために、条約第31条と持続可能な開発目標のターゲット17.18との関連を検討することを勧告する。**

国際協力（第32条）

62.　委員会は、アフリカのポルトガル語諸国および東ティモールとの締約国の協力を規制するポルトガル協力戦略方針2014-2020における障害の考慮を留意する。しかし、持続可能な開発のための2030アジェンダの全国的な実施と監視において、障害のある人の権利の一般化(mainstream)の失敗、および条約の原則と価値観をすべての国際協力政策とプログラムへ組み込むための体系的かつ制度化されたアプローチの欠如について懸念している。

63.　**委員会は、締約国が障害者を代表する団体と緊密に協力し、条約の原則と価値をすべての国際協力政策とプログラムに組み込んだ条約に沿った開発政策を採用することを勧告する。委員会はまた、障害者団体と緊密に協力し、及びその参加のもとに、持続可能な開発のための2030アジェンダの全国的な実施と監視における障害のある人の権利を一般化することを勧告する。**

国内での実施と監視（第33条）

64.　委員会は、締約国が最近、条約の実施の促進、保護および監視のための独立した監視メカニズムを指定したことに留意する。しかし、このメカニズムが、人権の促進と保護のための国家機関の地位に関する原則（パリ原則）に完全には準拠しておらず、十分な資金が提供されていないことが懸念される。

65.　**委員会は、締約国が、独立した監視メカニズムがパリ原則に完全に準拠することを確実にするための措置を講じることを勧告する。例えば、政府の代表者がいないこと、その仕事に十分な予算があること、障害者団体と緊密に協議して運営されることなど。**

協力と技術支援

66.　条約第37条に基づき、委員会は、事務局を通じて専門家に宛てられた質問について、締約国に技術的助言を提供することができる。締約国はまた、国または地域に本部を置く国連専門機関に技術援助を求めることもできる。

IV.　ファローアップ

総括所見のフォローアップと普及

67.　委員会は、締約国に対し、条約第35条（2）に従い、上記の第12項（新しい国家障害戦略）及び第65項（条約の実施を監視するための独立したメカニズム）で委員会が行なった勧告を実施するために講じた措置に関する情報を書面で12ヶ月以内に提出するよう要請する。

68.　委員会は、締約国に対し、現在の総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。締約国は、検討と行動するために、アクセス可能な社会的コミュニケーション戦略を使用して、総括所見を政府と立法府のメンバー、管轄省庁の職員、司法のメンバー、および教育、医療、法律の専門家など、関連する専門家グループ、地方自治体、民間部門およびメディアに転送することを勧告する。

69.　委員会は、締約国に対し、特にNGOや障害者団体、障害のある人自身やその家族に、アクセス可能な形式で総括所見を広く広めるよう要請する。

70.　委員会は、締約国が次回の定期報告の作成に市民団体、特に障害者団体を関与させることを奨励する。

次回の定期報告

71.　委員会は締約国に対し、遅くとも2023年11月23日までに第2から第4の定期報告書をまとめて提出するよう要請する。委員会はまた、締約国に対し、委員会の簡易報告手続きの下で上記報告を提出する機会を提供する。この手続きでは、委員会は、締約国報告の提出日の少なくとも1年前に事前質問事項を作成する。それへの回答が締約国報告となる。

(翻訳：中島朋子、佐藤久夫)

1. 委員会の第15会期（2016年3月29日～4月21日)に採択。 [↑](#footnote-ref-1)